

議案第 30 号

かせいソーダの取得について（追認）

舞洲工場の施設運営のために行った次のかせいソーダの買入れについて、追認を
求める。

- | | | |
|----------|----------------------------------|----------------|
| 1 物 件 | かせいソーダ | 約 1,099,000 kg |
| 2 契約の相手方 | 大阪市西区京町堀三丁目 2 番 7 号
要薬品株式会社 | |
| 3 契約金額 | 71,349,278 円 | |
| 4 契約期間 | 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日 | |

令和 5 年 12 月 22 日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横 山 英 幸

説 明

かせいソーダの買入れについて追認を求めるため、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪広域環境施設組合財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第8号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。